

○国土交通省告示第六百三十二号

港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第四十条の規定に基づき、港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年六月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



<p>改正後</p>	<p>(海洋再生可能エネルギー発電設備等の下部工の性能規定) 第五十九条 海洋再生可能エネルギー発電設備等の下部工の性能規定は、次の各号に定めるものとする。 一 一三 (略) 二 二四 (略) (橋梁の性能規定) 第八十条 橋梁の性能規定は、次の各号に定めるものとする。 一 (略) 二 船舶の衝突による橋脚及び橋げたの損傷を防止するよう、必要に応じて、防衝設備が設置されていること。 三 (略)</p>
<p>改正前</p>	<p>(再生可能エネルギー発電設備の下部工の性能規定) 第五十九条 再生可能エネルギー発電設備の下部工の性能規定は、次の各号に定めるものとする。 一 一三 (略) 二 二四 (略) (橋梁の性能規定) 第八十条 橋梁の性能規定は、次の各号に定めるものとする。 一 (略) 二 船舶の衝突による橋脚の損傷を防止するよう、必要に応じて、防衝設備が設置されていること。 三 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和二年六月十五日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に設置されている技術基準対象施設（建設中のものを含む。）がこの告示による改正後の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の規定に適合しない場合においては、この告示の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は、適用しない。